

## 土砂災害警戒情報の発表開始について

平成19年6月1日(金)から、長野県で土砂災害警戒情報の発表を開始します。

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報を発表している中で土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、長野県と長野地方気象台が本年6月1日から共同で発表する新たな防災情報です。

この情報は、長野地方気象台から長野県危機管理局を通じて市町村に伝達すると共に報道機関等を通じて、県民への周知を図ります。

### 《発表対象地域》

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内の全市町村を発表対象とします。

なお、長野市は、長野、鬼無里戸隠 松本市は、松本、乗鞍上高地

飯田市は、飯田、上村南信濃 塩尻市は、塩尻、檜川

伊那市は、伊那、長谷として、分割して発表します。

### 《内容》

土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたものです（別紙参照）。

### 《発表および解除》

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に長野県と長野地方気象台が協議して行います。

#### 【発表】

- ・大雨警報発表中に、2時間先までの降雨予測値が監視基準\*に達した場合
- ・土砂災害警戒情報の発表前に土砂災害が発生した場合

#### 【解除】

- ・実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される場合

### 《参考》

「土砂災害警戒情報」は、長野県土木部砂防課が有する土砂災害情報と長野地方気象台が有する気象情報を統合し、共同で発表するものです。

長野地方気象台は、この情報の発表開始に合わせ、大雨警報の切り替え（重要変更）を発展的に解消し、今後の土砂災害への警戒の呼びかけは、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

\*監視基準：土砂災害が発生する可能性があるか否かを判断する境界線をもうけ、この境界線（土砂災害発生危険基準線）を監視基準として設定しました。

#### 本件に関する問い合わせ先

- ・長野県土木部砂防課（電話：026-235-7316）
- ・長野地方気象台防災業務課（電話：026-232-3773）

# 土砂災害警戒情報（共同発表）のサンプルイメージ

## 長野県土砂災害警戒情報 第号

平成年月日 時分  
長野県 長野地方気象台 共同発表

### 【警戒対象地域】

安曇野市\* 松本\* 乗鞍上高地\* 信濃町 小川村 鬼無里戸隠 大町市\* 池田町\* 松川村\*  
白馬村\* 小谷村\* 王滝村\* 木曾町\*

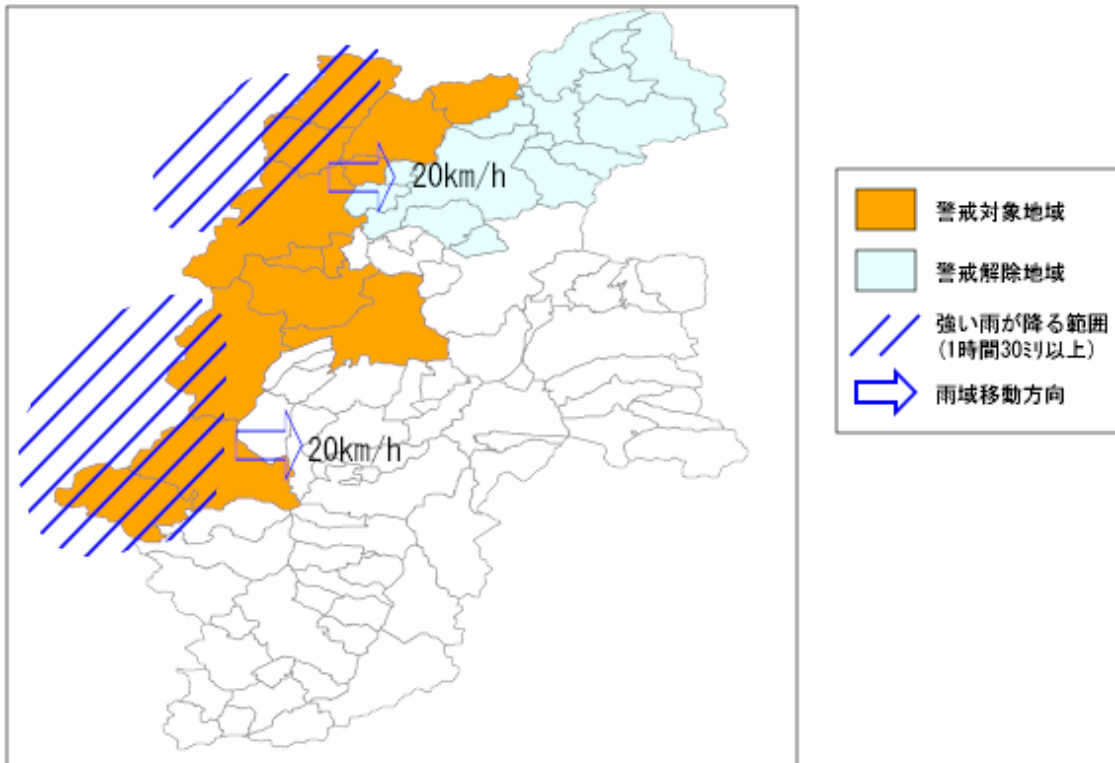
### 【警戒解除地域】

須坂市 千曲市 坂城町 小布施町 高山村 信州新町 中条村 飯綱町 長野 中野市 飯山市  
山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 栄村

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

### 【警戒文】

今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで50ミリです。



問い合わせ先  
026-235-7316 (長野県土木部砂防課)  
026-232-2034 (長野地方気象台技術課)